

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
 令和五年六月三十日
 人事院規則九一五五
 人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

人事院規則九一五五—四六

人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則
 人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改	正	後
--	---	---	---

別表（第一条、第三条関係）

一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所 在 地	官 署	級別区分
(略)	(略)	(略)	
沖縄県	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
宮古島市平良字西里七の二一	沖縄地区税関宮古島税關支署	(略)	三級地
(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

	改	正	前
--	---	---	---

別表（第一条、第二条関係）

一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所 在 地	官 署	級別区分
(略)	(略)	(略)	
沖縄県	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
宮古島市平良字西里七の二一	沖縄地区税関石垣税關支署平良	(略)	三級地
(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

附則
 この規則は、令和五年七月一日から施行する。

告 示

○こども家庭庁告示第十二号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年六月三十日

改

正

後

こども家庭庁長官 渡辺由美子
 （傍線部分は改正部分）

	改	正	前
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は第一号及び第二号に定める要件を満たす者とする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は第一号及び第二号に定める要件を満たす者とする。	一 (略)	一 (略)

人事院總裁 川本 裕子

二 次のイ及び口に掲げる要件に該当する者であつて、口に定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修（指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に定める指定通所支援をいう。以下同じ。）又は指定入所支援（児童福祉法第二十四条の二に定める指定入所支援をいう。以下同じ。）の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一條第一項第二号イ(3)に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。）五号又は相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。）の規定による指定児童発達支援事業所及び指定福祉型障害児入所施設の管理者をいう。以下同じ。）若しくは相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事している口に定める実践研修修了者又は児童発達支援管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していた口に定める実践研修修了者（児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している口に定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であつて、別表第四に定められたもの（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、口に定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次のイ及び口に掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

【障害児通所支援事業所等】と総称する。の管理者をいう。以下同じ。若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事している口に定める実践研修修了者又は児童発達支援管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していた口に定める実践研修修了者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している口に定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であつて、別表第四に定めたもの（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、口に定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次のイ及び口に掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

【更新研修修了者】（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、口に定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次のイ及び口に掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

イ（略）

イ（略）

□ 次の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たしている者であつて、児童発達支援管理責任者実践研修（指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という。）であること。

(1) 基礎研修修了者となつた日以後、児童発達支援管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者（②に該当する者を除く。）であること。

(2) 児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、児童発達支援管理責任者実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項まで（指定期定障害福祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百七十二条、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第四項まで（障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）若しくは障害者支援施設基準第十八条第二項から第四項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第二十七条第二項から第四項まで（指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。）第二十二条第二項から第四項まで（指定障害児入所施設等基準第五十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する業務に従事したものであること。

（新設）

□ 次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしている者であつて、児童発達支援管理責任者実践研修（指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という。）であること。

(1) 基礎研修修了者となつた日以後、児童発達支援管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

(3) (略)

三五 (略)

六 児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならぬ場合にあつては、常勤の児童発達支援管理責任者）が配置されている障害児通所支援事業所等においては、指定通所支援基準第二十七条第二項から第四項まで及び指定障害児入所施設等基準第二十二条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることがで

六 児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合にあつては、常勤の児童発達支援管理責任者）が配置されている指定通所支援を行なう事業所又は指定入所支援若しくは医療型児童発達支援を行う指定障害児入所施設等（児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）（以下「障害児通所支援事業

き、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害児通所支援事業所等に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することとみなすことにより、設備運営基準第四十九条第一項、第五十八条第一項、第六十三条第一項、第四項及び第七項並びに第六十九条、指定通所支援基準第五条第一項第二号及び第四項第五号、第六条第一項第五号、第五十四条の六第一項第二号、第五十六条第一項第六号、第六十六条第一項第二号及び第四項第五号、第七一条の三第一項第二号、第七一条の八第一項第二号並びに第七十三条第一項第二号並びに指定障害児入所施設等基準第四条第一項第六号及び第五十二条第一項第五号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた障害児通所支援事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該障害児通所支援事業所等において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるもの（以下「みなし児童発達支援管理責任者」という。）については、第二号に定める要件を満たしているものとみなす。ただし、当該みなし児童発達支援管理責任者が基礎研修修了者（当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となつた者を除く。）であつて、当該事由の発生した日以前から引き続き当該障害児通所支援事業所等に配置されているものである場合にあつては、当該事由の発生した日から当該みなし児童発達支援管理責任者が実践研修修了者となるまでの間（当該事由の発生した日から起算して二年間に限る。）、当該みなし児童発達支援管理責任者について、第二号に定める要件を満たしているものとみなす。

八 （略）

九 平成二十四年三月三十一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第四十号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス基準附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所が、同日以後引き続き指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援又は同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行なう場合におけるこれらの事業に係る同令第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所又は同令第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、第一号イ、ロ及びニの期間が通算して三年以上ある者であつて、第二号に定める要件を満たすものを児童発達支援管理責任者として置くことができる。

所等」と総称する。においては、指定通所支援基準第二十七条第二項から第四項まで及び指定障害児入所施設等基準第二十二条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害児通所支援事業所等に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することとみなすことにより、設備運営基準第四十九条第一項、第五十八条第一項、第六十三条第一項及び第六十九条、指定通所支援基準第五条第一項第三号及び第四項第五号、第六条第一項第五号、第五十四条の六第一項第二号、第五十六条第一項第六号、第六十六条第一項第二号及び第四項第五号、第七一条の三第一項第二号、第七一条の八第一項第二号並びに第七十三条第一項第二号並びに指定障害児入所施設等基準第四条第一項第六号及び第五十二条第一項第五号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた障害児通所支援事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該障害児通所支援事業所等において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、第二号に定める要件を満たしているものとみなす。

八 （略）

九 平成二十四年三月三十一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第四十号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所が、同日以後引き続き指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援又は同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行なう場合におけるこれらの事業に係る同令第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所又は同令第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、第一号イ、ロ及びニの期間が通算して三年以上ある者であつて、第二号に定める要件を満たすものを児童発達支援管理責任者として置くことができる。